

# 茨城県報 第5851号

昭和45年10月5日

月曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告 示

	ページ
●他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理(国民健康保険課).....	1
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみされるもの(〃).....	2
●結核予防法に基づく医療機関の指定及び辞退(保健予防課).....	2
●大和村宇崎土地改良区の定款変更(農地管理課).....	2
●吉田用水土地改良区の定款変更(〃).....	3
●日立都市計画公園の変更縦覧(計画第一課).....	3
●建築基準法に基づく道路位置の指定(3件)(建築住宅課).....	3
●宇崎土地改良区の役員の就退任(鉾田土地改良事務所).....	4
●川間土地改良区の役員の就退任(下館土地改良事務所).....	5

### 公 告

●米飯提供業者の登録(農業経済課).....	6
●二級建築士試験合格者(建築住宅課).....	7
●土地立ち入り測量(5件)(用地室).....	9

## 告 示

### 茨城県告示第1333号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関から他の都道府県の療養取扱となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第2項により告示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療養取扱機関名	所在地	申出受理年月日	申出範囲
軽 部 外 科 病 院	下妻市大字下妻乙331-2	45. 9. 1	全 国
社会福祉法人白十字会 鹿 島 白 十 字 病 院	鹿島郡神栖町大字賀字立野 高割2148	45. 8. 7	〃
岩 本 病 院	猿島郡猿島町沓掛850-1	45. 9. 1	〃
府 中 歯 科 医 院	石岡市若松町8888	45. 9. 15	〃

茨城県告示第1334号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理年月日	機 関 名	所 在 地
45. 9. 1	軽 部 外 科 病 院	下妻市大字下妻乙331-2
45. 8. 7	社会福祉法人白十字会 鹿 島 白 十 字 病 院	鹿島郡神栖町大字賀字立野 高割2148
45. 8. 1	岩 本 病 院	猿島郡猿島町沓掛850-1
45. 9. 15	府 中 歯 科 医 院	石岡市若松町8888

茨城県告示第1335号

結核子防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、及び同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので、公示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
軽 部 外 科 病 院	下妻市大字下妻331の2	昭45. 9. 2
社会福祉法人白十字会 鹿 島 白 十 字 病 院	鹿島郡神栖町大字賀字立野高割2148	昭45. 8. 8
新 治 協 同 病 院	土浦市木田余町456	昭45. 6. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
軽 部 医 院	下妻市大字下妻乙331の2	昭45. 9. 1
社会福祉法人白十字会 鹿 島 白 十 字 病 院	鹿島郡神栖町奥野谷	昭45. 8. 7
新 治 協 同 病 院	土浦市3550	昭45. 5. 31
木 原 協 同 病 院	稲敷郡美浦村木原170	昭45. 4. 30

茨城県告示第1336号

昭和45年9月21日付で大和村字宇崎土地改良区が申請のあつた定款変更を9月26日認可した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1337号

昭和45年4月9日付で吉田用水土地改良区から申請のあつた定款変更を9月28日認可した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1338号

日立都市計画公園(第2号山吹運動公園)を変更する必要があるが生じたので、都市計画法(昭和43年法律第10号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画の種類 公 園
- 2 都市計画を定める土地の区域  
常陸太田市新宿町字百分、檀林三味所下及び稲木町字三味堂
- 3 縦 覧 期 間 昭和45年10月5日から昭和45年10月19日まで
- 4 都市計画の案の縦覧場所  
茨城県庁及び常陸太田市役所

茨城県告示第1339号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1		結城市大字結城字下山7920-1	4.00	49.90
2		猿島郡岩井町岩井字新町東裏4498-1, -6	4.00	55.20
3		下館市字沖田乙176番地の1	4.00	41.80
4		土浦市大字乙戸字下夕子1065-1	4.00	18.70

茨城県告示第1340号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1		勝田市中根字野沢前1986, 3389のハ, 3389の1	4.0	40.15
2		日立市日高町四丁目124-1	4.0	26.30
3		勝田市大字東石川字東坪 2284-2, 2284-6, 2284-8	6.0	86.20

茨城県告示第1341号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1		土浦市大字烏山字南丘2230-1	4.00	47.40
2		〃 大字永国字藤塚923-1	4.00	15.75
3		那珂郡那珂町額田北郷字上立町596-11	4.00	46.80

茨城県告示第1342号

行方郡麻生町宇崎に事務所をおく宇崎土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があったから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和45年10月5日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 坂 政 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町宇崎 626	理 事	新 堀 昌之輔	理 事 長
〃 217	〃	小 峰 新	
〃 231の1	〃	千 葉 太 吉	
〃 624	〃	新 堀 静	
〃 415	〃	大 原 松 男	
〃 351	〃	辺 田 保	
〃 1418	〃	宮 内 朝 男	
〃 438	〃	千 葉 孝 之	
〃 508	〃	千 葉 仁 平	
〃 1304	〃	宮 内 実	
〃 165の1	〃	箕 輪 長 衛	
〃 773	〃	箕 輪 伊左夫	
〃 442の1	監 事	千 葉 乾 蔵	
〃 433	〃	矢 口 弥	

“ 42 “ 新堀順衛  
 “ 795 “ 小峰四郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町宇崎1117	理 事	矢 口 弥三郎	理 事 長
“ 806	“	平 山 高德	
“ 1242	“	海老沢 昭 蔵	
“ 487	“	今 泉 磨 志	
“ 917	“	今 泉 旭	
“ 428	“	宮 内 源 衛	
“ 975の1	“	辺 田 昭 衛	
“ 1305	“	宮 内 孝 治	
“ 1268の1	“	上 原 貞 幹	
“ 232	“	山 口 清 徳	
“ 773	“	箕 輪 幸 徳	
“ 170	“	小 峰 義	
“ 422の1	監 事	千 葉 勝 美	
“ 634	“	今 泉 一 男	
“ 1301の1	“	長 峰 栄	
“ 776	“	宮 内 三 男	

茨城県告示第1343号

下館市大字羽方15番地に事務所をおく河間土地改良区理事長から次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により告示する。

昭和45年10月5日

茨城県下館土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字八田 476	理 事	秋 山 亀 三	理 事 長
“ 大字羽方 61	“	栗 原 一 之	
“ “ 160	“	杉 山 幹 雄	
“ 大字大関1191	“	古 橋 良	
“ “ 1238	“	小 林 光 喜	
“ “ 1014	“	古谷野 仁 一	
“ 大字奥田 144の1	“	薄 井 元一郎	
“ “ 181の1	“	秋 山 順	
“ 大字下高田493	“	保 坂 静 治	
“ “ 204	“	仁 平 隆	
“ 大字落合 248	“	谷 中 甲子男	
“ “ 1489	“	石 塚 健次郎	
“ 大字蒔田 687	“	大 島 勝三郎	
“ 大字国府田1016	“	神 原 竹次郎	
“ “ 1289	“	外 山 騰一郎	

〃	大字上中山 285	〃	上 野 陽
〃	大字野456	〃	中 野 正
〃	大字樋口1356の2	〃	早 瀬 松 男
〃	大字川澄1487	〃	小 島 啓 一
〃	大字川澄 833	〃	高 橋 宏
〃	大字羽方 666	監 事	松 本 将二郎
〃	大字奥田 161	〃	根 本 半之助
〃	大字蒔田 712	〃	国府田 寛 造

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字八田 474	理 事	秋 山 龜 三	理 事 長
〃 大字羽方 160	〃	杉 山 幹 雄	
〃 〃 61	〃	栗 原 一 之	
〃 大字大関1191	〃	古 橋 良	
〃 〃 1014	〃	古谷野 仁 一	
〃 〃 1220	〃	小 島 格	
〃 大字奥田 120	〃	奥 田 裕	
〃 〃 1812の1	〃	秋 山 順	
〃 大字下高田206	〃	仁 平 惣一郎	
〃 〃 443	〃	染 谷 篤	
〃 大字落合 248	〃	谷 中 甲子男	
〃 〃 1489	〃	石 塚 健次郎	
〃 大字蒔田 682	〃	渡 辺 新 正	
〃 大字折本 359	〃	渡 辺 好	
〃 大字国府田1016の1	〃	神 原 竹次郎	
〃 〃 1289	〃	外 山 騰一郎	
〃 大字野453	〃	稲 見 洋 祐	
〃 〃 431	〃	渡 辺 孝	
〃 大字川澄1487	〃	小 島 啓 一	
〃 〃 833	〃	高 橋 宏	
〃 大字中館 910	〃	金 戸 正 三	
〃 大字羽方 666	監 事	松 本 将二郎	
〃 大字奥田 161	〃	根 本 半之助	
〃 大字蒔田 712	〃	国府田 寛 造	

**公 告**

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 又 は 氏 名
北農林 第1459号	45. 9. 19	那珂郡那珂町大字後台1491の1	橋 本 食 堂

●昭和45年茨城県二級建築士試験合格者について

昭和45年9月28日付で昭和45年二級建築士試験に次の者が合格したので建築士法施行細則(昭和26年茨城県規則第2号)第18条第2項の規定により公告する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受験番号	合格番号	氏 名	受験番号	合格番号	氏 名
002	45 - 1	磯 崎 誠	135	" 26	柳 純 一
003	" 2	磯 崎 次 男	136	" 27	安 田 雄 一
006	" 3	飛 田 忠 雄	137	" 28	中 山 泰 守
020	" 4	小 原 松 衛	168	" 29	小 川 正 行
023	" 5	海老原 勉	183	" 30	菊 地 信 夫
028	" 6	新 堰 建 次	184	" 31	大 関 久 義
031	" 7	小 川 慶 一	189	" 32	高 野 千 里
032	" 8	小 又 信 也	193	" 33	柏 原 孝 男
046	" 9	小 川 弘 志	206	" 34	丹 治 一 夫
056	" 10	市 村 隆	228	" 35	大 関 茂
058	" 11	小 山 悟	243	" 36	和 田 慧
061	" 12	落 合 照 雄	244	" 37	荒 井 進
067	" 13	大 森 幸 夫	255	" 38	渡 辺 信 義
073	" 14	島 田 和 二	258	" 39	渡 辺 久 夫
074	" 15	山 方 軍 平	264	" 40	飯 倉 誠 市
079	" 16	猪 瀬 悦 男	267	" 41	勝 村 正 勝
084	" 17	磯 崎 克 之	274	" 42	鈴 木 政 美
089	" 18	小野瀬 清	275	" 43	萩野谷 浩
094	" 19	庄 司 正 弘	276	" 44	谷 津 一 男
109	" 20	小 泉 昭 三 郎	277	" 45	伊 藤 孝 一
113	" 21	栗 林 力	303	" 46	寒 水 幸 一
124	" 22	鈴 木 義 隆	323	" 47	米 川 成 治
125	" 23	森 繁 雄	329	" 48	染 谷 正 昭
133	" 24	白 土 和 代	330	" 49	鈴 木 昇
134	" 25	赤 荻 幸 夫	349	" 50	福 島 英 仁

382	〃	51	篠田 正	2012	〃	85	久下沼 保 男
388	〃	52	大森 利勝	2013	〃	89	神尾 久雄
394	〃	53	佐藤 和広	2014	〃	87	田山 勝造
403	〃	54	小林 幸男	2018	〃	88	高丸 賢太郎
414	〃	55	藤森 和広	2020	〃	89	森藤 浩平
423	〃	56	佐藤 信朗	2022	〃	90	平沢 国男
4004	〃	57	木村 保	2024	〃	91	伊藤 勝太郎
4011	〃	58	新井 進吉	2025	〃	92	飯島 利男
4013	〃	59	八重樫 真一	2026	〃	93	皆川 孝英
4050	〃	60	鈴木 栄太郎	2027	〃	94	沢島 康男
4081	〃	61	大川 賢吉	2028	〃	95	中山 恵美子
3006	〃	62	松沢 和久	2029	〃	96	大津 弘
3008	〃	63	谷田部 豊	2030	〃	67	檜山 邦夫
3009	〃	64	車田 宙象	2033	〃	98	若山 義雄
3012	〃	65	立原 達三	2037	〃	99	宮本 三郎
3016	〃	66	藤城 衛	2055	〃	100	佐藤 弘信
3018	〃	67	根本 正男	2056	〃	101	宮島 弘
3019	〃	68	稲見 大	2062	〃	102	塚田 勝栄
3025	〃	69	須藤 正	2063	〃	103	関川 忠雄
3028	〃	70	塙 秀男	2064	〃	104	赤荻 勤
3033	〃	71	平塚 勇	2069	〃	105	大塚 三郎
3044	〃	72	平間 定男	2074	〃	106	斉藤 茂夫
3045	〃	73	沢辺 光男	2075	〃	107	折原 光男
3061	〃	74	倉持 茂	2078	〃	108	川崎 清一
3066	〃	75	大森 豊	1001	〃	109	鴻巣 操
3088	〃	76	飯塚 昭雄	1002	〃	110	稲葉 政行
3089	〃	77	関 清一	1003	〃	111	栗原 健
3091	〃	78	台 孝一	1004	〃	112	小元 重利
3095	〃	79	今井 輝昭	1005	〃	113	高橋 宗吉
3100	〃	80	小池 祐市	1006	〃	114	柿沼 実
2002	〃	81	中根 正吾	1008	〃	115	高桑 秀雄
2004	〃	82	岩浪 勝二	1009	〃	116	井坂 泰隆
2009	〃	83	三上 茂雄	1011	〃	117	河原井 真一
2010	〃	84	伊佐間 修三	1014	〃	118	藤岡 重雄

1015	〃	119	中 川 美 瑛	1033	〃	131	生 沼 洋 一
1016	〃	120	鹿志村 浩	1034	〃	132	斉 藤 実 夫
1017	〃	121	後 藤 全 考	1035	〃	133	横須賀 謙
1018	〃	122	酒 井 昭	1036	〃	134	寺 内 康 夫
1020	〃	123	渡 辺 良 彦	1037	〃	135	照 山 忠
1021	〃	124	堀 井 勘 司	1038	〃	136	長 洲 忠 義
1022	〃	125	遠 藤 和 明	1039	〃	137	河 野 守 正
1024	〃	126	森 本 崇 光	1044	〃	138	大 高 勉
1025	〃	127	台 昭	1046	〃	139	武 井 勇
1026	〃	128	川 口 次 夫	1048	〃	140	芦 田 孝 司
1030	〃	129	川 崎 義 治	1049	〃	141	西 山 秀 雄
1031	〃	130	菅 野 典 雄	1051	〃	142	宇 都 勉

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧架空送電線東洋運搬機供給工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
竜ヶ崎市馴馬町字一区及び字二区地内  
小柴新田字坊山地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和45年10月5日から  
昭和46年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 日立港防砂堤新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
日立市留町字北河原及び字前河原地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和45年10月5日から  
昭和45年10月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧架空送電線筑波線増強工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡筑波町大字大形字長田, 字池下, 字上谷原, 字石地藏, 字金田前, 字豆塚, 字清水, 字細内, 字宮前, 字宮平, 字宮後, 字宮脇, 字吾妻, 字道祖神及び字茅場地内

大字小田字道祖神, 字砂田, 字中沢, 字樋ノ口, 字見世屋, 字台見世屋, 字尼寺入, 字北斗, 字諏訪下, 字不動下, 字前山, 字田向, 字富岡, 字鍛冶屋敷, 字石井及び字八幡前地内

大字北条字八幡前, 字甲山, 字大沢, 字柵, 字大塚, 字山ノ神, 字仲町裏, 字一ツ橋, 字内町裏, 字亀井, 字羽黒, 字熊ノ下, 字五反田及び字大貫前地内

大字泉字八反田地内

大字小泉字東田, 字目黒, 字前田, 字前畑, 字枝加, 字石橋, 字裏田, 字出羽田, 字中ノ町, 字入り田及び字立町地内

大字小沢字羽黒, 字小沢西, 字杉木前, 字杉木西及び大貫前地内

大字杉木字腰当, 字四枚方, 字屋敷, 字宅地附, 字以可土, 字拭リ町, 字後, 字五反田, 字白餅田, 字弁才天, 字上川及び字内近田地内

大字添所字浅間向飛地地内

大字大貫字不動免, 字中溝, 字長町, 字石橋, 字池端, 字塚田, 字国神及び字古川地内

大字中菅間字川入, 字芝原, 字川向, 字東田, 字稲荷, 字後, 字田内曲道南及び字上菅間境道ノ上地内

大字上菅間字下前田, 字山ノ神, 字村東, 字堤向, 字高淵及び  
字向高淵地内

大字国松字西八反田, 字川隅, 字萩山, 字古道町, 字蛭田, 字  
榎町, 字藤九郎, 字長町, 字松ノ木及び字赤町地内

大字上大島字国ノ町, 字赤町, 字八反島, 字大面, 字天神, 字  
林メ下, 字八反田, 字五反田, 字島廻, 字惣ノ宮,  
字腰当, 字背戸堀, 字境ノ町, 字寺田, 字反橋及び  
字太田地内

新治郡新治村大字大畑字本田, 字諏訪山, 字前田, 字嶋山, 字迎原, 字野  
入, 字西原, 字天神下, 字天神平, 字天神原及び字山  
根地内

大字藤沢字田宮後, 字中原, 字愛宕前, 字愛宕後, 字荒久前,  
字田宮, 字清水代, 字清水台, 字山ノ後, 字西原, 字  
西原北側, 字東, 字南原, 字南裏, 字耕地道, 字野  
岸, 字東原南側, 字山ノ神, 字発耕地及び字浦山地内

大字田宮字才カチ, 字谷キ八, 字谷原, 字角田, 字中谷原, 字  
下谷原, 字白金, 字五反田, 字豆田, 字沼田, 字中大  
町, 字三反田, 字下沼田, 字六反田, 字反町, 字上反  
町, 字石橋, 字久津形, 字ママ田, 字杉の下, 字地崎,  
字二本松, 字梶ノ宮, 字宮前, 字宮脇, 字西久保,  
字東, 字薬師久保, 字薬師脇, 字塙及び字上宿地内

大字上坂田字浦山及び字丸山地内

大字下坂田字前山, 字向山, 字米附道, 字虫掛界及び字鹿島山  
地内

#### 4 立ち入ろうとする期間

昭和45年10月5日から

昭和46年3月31日まで

#### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和45年10月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧架空送電線土浦線及び銚田線増強工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

新治郡新治村大字藤沢字野岸及び字長堀地内

大字上坂田字宮脇, 字浦山, 字丸山, 字野岸, 字発行地, 字そ  
りみ, 字館内, 字天王脇, 字天王及び字新田前地内

大字下坂田字中台, 字新田前, 字荒句山, 字坂上, 字香取脇,  
字荒句脇, 字草刈道, 字鹿島山, 字大割免, 字鹿島  
前, 字不動久保, 字東原, 字前山, 字丸山, 字向  
山, 字米附道及び字虫掛界地内

土浦市大字虫掛字跨山, 字西アラク, 字中アラク, 字東アラク及び字坂ノ上  
道地内

大字常名字西原新田, 字原新田, 字西谷頭, 字東谷頭, 字東谷津, 字  
中谷津, 字東谷川, 字弁才天, 字清水上, 字天神脇, 字野  
岸, 字西大塚, 字南大塚, 字東大塚, 字中荒久及字街道向地  
内

大字殿里字石倉, 字稻荷穴, 字焼松, 字天王原及び字サツサイ地内  
大字真鍋字天王後, 字白幡, 字大塚前, 字中野岸, 字大宮後, 字大宮  
前, 字東原及び字東吹上地内

大字木田余字東原, 字八坂前, 字池下, 字靱買場, 字宮前, 字御多,  
字宮脇字東台及び字宝積地内

大字神立字西ノ下, 字川山, 字霜ノ下, 字花輪下, 字蟹久保, 字八  
幡, 字宮場, 字坪内, 字八幡平, 字天神平, 字善明, 字篠  
崎, 字椿本, 字後久保, 字能化, 字釈迦, 字稻荷, 字稻荷  
前, 字金堀台, 字金堀谷, 字アタゴ, 字成沢, 字新田, 字金  
堀, 字原ノ口, 字中神立及び字五十砂地内

新治郡千代田村大字下稻吉字逆西及び字下原地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和45年10月5日から

昭和46年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和45年11月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧架空送電線五軒町線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市柳河町字高畑，字上坪，字中坪，字鯉沼及び字宮下地内

中河内町字塚内，字下立坪，字前田，字中畑，字長町，字中河原，字  
山下，字芝付，字添畑，字上新工，字下河原，字新貫及び字  
長割地内

根本町字八幡下，字根本後及び字沖田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和45年10月5日から

昭和46年3月31日まで

---

▷ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◁

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和45年4月1日から送料とも1ヵ月300円であります。

ただし、号外等で特に増ページをした場合は、この分の実費を申し受けることがあります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所